

下水道管路施設ストックマネジメントの手引き-2016年版- Q&A

平成29年1月23日から2月15日にかけて東京、大阪、福岡で行いました「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き2016年版説明会」の事前質問、事後質問等、主なものを取りまとめました。なお、いただいた質問につきましては、一部わかりやすい表現に改めています。特に断りがない限り、「下水道管路施設ストックマネジメントの手引き2016年版」を新し手引き、「下水道管路施設腐食対策の手引き、平成14年版」を旧手引と表記しています。

NO	章 節	質 問	回 答
1	1 3	補修や防食により、長寿命化対策をした場合、耐用年数をどの程度(何年)延長するか算出する方法はあるか。	ありません。
2	2 2	国土交通省令で定める「5年に1回以上の点検が必要な排水施設」に該当するものを教えてください。	法令では腐食するおそれが大きい排水施設に対して、5年に1回の点検が義務化されており、新し手引きならびにストックマネジメント実施に関するガイドラインに記載している腐食するおそれが大きい箇所は、下記の①～④としております。 ① 圧送管突出し先 ② 落差・段差の大きい箇所 ③ 伏越し下流部 ④ そのほか腐食するおそれが大きい箇所 ※④の詳細は新し手引きをご確認ください。
3	2 2	点検は補助対象となるのでしょうか。	ストックマネジメント計画に位置づけられた点検は交付金(補助)対象となります。ただし、点検の定義が従来の概念とは変わっており、入孔による目視か管口カメラによるものとされており、巡視点検(蓋を空けない点検)や蓋を空けても上からのぞく程度で中の状態を確認しない点検は、対象となりません。
4	2 2	硫化水素ガス放散の要因となる流れの乱れを引き起こすマンホールの落差・段差について、具体的な数値があれば教えてください。	事務局でも検討いたしましたが、知見がありませんでしたので、具体的な数値は明記してません。
5	2 3	調査は点検で異状が発見された場合とあるのですが、点検により異状が発見されなかった場合は調査を実施しなくてもよいという頻度でしょうか。それとも調査そのものに何年に一度という頻度が設定されているのでしょうか。	今回の下水道法改正で、法律上義務づけられているのは点検で、腐食するおそれが大きい箇所のみ5年に1回以上と頻度が明記されています。つきまして、新し手引きにおいて調査の頻度は定めておりません。
6	3 2	P3-3換気設備の規模の決定根拠となりうる方法はあるか。また、強制排気先の環境について留意すべき点の記載はあるか。	ありません。
7	3 3	手引きP3-18の管1本ごとの評価において、更生済みの管きよのような本数のカウントが困難な場合の基準はあるのか。	長寿命化計画の判定事例を国に問い合わせいたしましたが、更生済みの管きよの事例はありませんでした。つきまして、必要に応じて個別協議を実施して頂く必要があると思われます。
8	3 3	手引きP3-19の簡易な対応とは具体的にどのようなものか。	ここでの簡易な対応とは主に修繕工法を指します。修繕工法は、図4-3に示している分類が主な工法となります。
9	4 5	腐食対策を講じると腐食が下流側に移動する事例がありますが、これに対する検討方法があれば教えてください。	当該事例は把握しており、本編でも懸念事項として明記しておりますが、具体的な検討方法は記載していません。
10	4 5	P4-18の表4-2のⅠ、Ⅱ、Ⅲ種と表4-7のⅠ、Ⅱ、Ⅲ種の腐食環境の分類はほぼ同じと判断してよいのでしょうか。	基本的には表4-2のとおり平均硫化水素濃度を測定して定量的に判断してください。圧送管でやむを得ない場合は、表4-4の分類も目安としてください。
11	4 5	Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ種の腐食環境の分類は「H24下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル 日本下水道事業団」表3-9では処理場で分類の事例を掲載していますが、管路施設の場合はどのようになりますか。	〇〇の部位はⅡ種に該当、といった表現は新し手引きではしておらず、同上、平均硫化水素ガス濃度を測定して判断してください。
12	4 5	P4-22の1)耐硫酸性を有する管材において、管材自体が耐硫酸性を有する材料として、樹脂製品(FRPM管、塩ビ管、ポリエチレン管等)、・・・、Ⅱ種、Ⅲ種に適用できる。と記載があるが、Ⅰ種には対応していないのか。	別途、正誤表NO13,14のとおり、Ⅰ種対応を追記いたしました。ただし、この場合のⅠ種は旧し手引き同様に、発生源対策と併用する場合に限りますので、その点についてご留意ください。
13	4 5	P4-23の表4-8のシートライニングはⅠ種適用ではないのか。	別途、正誤表NO15のとおり、Ⅰ種対応で訂正しております。
14	参考1	微生物名が細分類により下記のとおり名称変更 T.versutus → Paracoccus T.novellus → Starkeya novella T.thiooxidans → Acidithiobacillus thiooxidans	別途、正誤表NO21のとおりとしております。
15	参考3	旧し手引き(H14.5)のP63に③圧送管吐出し部での段差の程度による腐食対策範囲が示され、100～数百メートルとなります。また、吐出し部での段差がない場合については、P64～65に最大1,000m程度が推察されると示されています。現実の管路施設の腐食は圧送管の吐出し部やポンプ場の吐出部で多く見受けられます。管路施設建設段階で腐食対策を事前に講じようとする場合、P63～65の記載では対策範囲の検討が困難なので、これをもう少し詳しくしていただけないでしょうか。	旧し手引きの記載の内容は、アンケート調査によるものであり、今回の改定で行ったアンケートから、より詳細な検討が行える知見はございませんでした。 なお、質問事項は地方自治体の判断に委ねるものとして取り扱っており、今回の改定では参考資料(P3-17)として記載しております。